

## 統計の公表等に係る株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

平成 21 年 9 月 28 日  
株式会社証券保管振替機構

### 1. 改正趣旨

当機構では、株式等振替業の円滑な運営を図るために、従来から統計の公表等を行っている。今般、統計の公表等に関して根拠規定を設けるため、「株式等の振替に関する業務規程」(以下「規程」という。)の一部を改正することとする。

### 2. 改正概要

統計公表等の明文化について、業務規程において統一的な規定を設けることとする。  
(規程第291条の2)

### 3. 施行日

この改正規定は、平成21年9月28日から施行する。

以 上